

【ボランティア活動保険】

1 主な補償内容及び年間保険料

		基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】 特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から 10日以内は補償対象外 ^(*)		初日から 補償	
地震・噴火・津波 による死傷	×	○	○		
賠償の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

*4月1日付で前年度から継続して契約された場合は初日から補償します。

〈基本プランおよび天災・地震補償プランに加入される方へ〉
 ・基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
 ・基本プランおよび天災・地震補償プランでは補償開始からその日を含めて10日以内に感染した特定感染症に対しては、補償されません。^(*)
 ◆年度途中でボランティア活動保険に加入される場合は「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。
 ※被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

※天災・地震補償とは…地震、噴火、津波に起因する死傷を指します

(注意)賠償責任保険については、地震等が起因する場合は無責となるため、対象になりません。

- ・熱中症補償・細菌性およびウィルス性食中毒補償
- ・往復途上補償・特定感染症補償
- ・未成年者の場合はその監督義務者も賠償責任の補償の被保険者としています。
- ・NPO法人に所属するボランティアの場合は、NPO法人も賠償責任の補償の被保険者としています。

2 保険金をお支払いする主な場合

〈ケガの補償〉

- ・清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
- ・ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。
- ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。など

〈賠償責任の補償〉

- ・入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。
- ・家事援助ボランティアで清掃中、誤って花びんを落としてこわした。
- ・自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。など